

京情審答申第127号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年9月9日付け7教学第1133号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 27 年 6 月 9 日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 28 年京都府条例第 6 号）第 7 条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「京都府学校教育課指導第二担当〇〇が、府内で福知山市立〇〇中だけが利用したH 25 年度いじめ専門員の件について『不正はなかったのか?』と中丹教育局の指導主事第 1、第 2 担当に問うた事に対して福知山市教委〇〇主事への聞きとりをまとめた文書」（以下「請求対象文書 1」という。）及び「保護者が福知山市立〇〇中に提出した家庭訪問カード、緊急連絡カードについての抹消方法に不備があった事への報告書があがっているかまとめている文書」（以下「請求対象文書 2」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成 27 年 6 月 19 日、実施機関は、請求対象文書を保有していないとして、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成 27 年 6 月 25 日、異議申立人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成 27 年 7 月 13 日、実施機関は、異議申立書の内容に不備があったため、異議申立人に対し補正を求めた。
- 5 平成 27 年 7 月 15 日、異議申立人は、実施機関に対し補正通知書に係る申立書を提出した。
- 6 平成 27 年 9 月 9 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が請求対象文書1及び請求対象文書2の公開をしない理由は、「本件請求に係る公文書を保有していない。」というものである。しかし、次の理由から、いずれの文書も存在しない理由はない。
- 2 請求対象文書1については、平成25年度のいじめ対策専門指導員の導入について、最初に6箇月雇用されれば、その後はその職務についておらず不正をしてもそのまま給料が渡されている状況であり、福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）が「京都府から返せと言われたら返す」と返答しているのに、そのまま府が放置するのは間違いである。「不正はなかったのか」ということについて、公務員が何も追及していない状況はありえない。電話連絡だけではなく、内容をメモに記してしかるべきものである。

- 3 請求対象文書2については、福知山市立〇〇中学校（以下「本件中学校」という。）から異議申立人の配偶者の携帯電話に、平成27年6月4日及び同月5日に着信記録が残っている。

同年4月6日から現在に至るまで、異議申立人の固定電話及び携帯電話並びに子ども2人の携帯電話の計4台の電話からの着信を拒否し続けているのに、なぜ異議申立人の配偶者の携帯電話の番号を知っているのか。

緊急連絡カードは、生徒の卒業後活用されることがあってはならないと考えられることから、個人情報保護の趣旨に反しており、公務員として処分されなければならないと考える。

個人の携帯電話の番号を知っていること自体が個人情報保護の考え方に違反しており、不適切というなまぬるいものではない。府が調査して文書として保有していて当然である。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 請求対象文書1については、当該指導員について適切に勤務をしている旨の報告を市教委から受けていることから、異議申立人が主張するような不正はないため、実施機関において作成しておらず文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができないような文書は保有していない。

- 2 請求対象文書2については、実施機関には市立学校の教職員の服務監督

権限がないため、市教委から家庭訪問カード及び緊急連絡カードの抹消方法に不備があったことについて報告はないことから、実施機関において作成し、又は取得しておらず文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書は保有していない。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている文書は、次のとおりであると考えられる。

- (1) 実施機関の総括指導主事が本件中学校の平成 25 年度いじめ対策専門指導員について京都府中丹教育局の指導主事に質問したことに対して、当該指導主事が市教委の指導主事に聞き取りをした内容をまとめた文書
- (2) 保護者が本件中学校に提出した家庭訪問カード及び緊急連絡カードの抹消方法に不備があったことについて、報告書が提出されているかどうかまとめている文書

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 請求対象文書 1 について

ア 異議申立人は、平成 25 年度のいじめ対策専門指導員の導入について、不正をしていても給料が支払われており、それを実施機関が放置していることは間違いであるから、実施機関はその事実を追及し、その内容について文書を作成しているはずであり、当該文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

イ 実施機関に確認したところ、当該いじめ対策専門指導員の導入は京都府の予算による事業であり、市教委から事業実績の報告を受けているが、当該指導員については適切に勤務をしている旨の報告を受けているにとどまることから、異議申立人が主張するような内容をまとめた文書はなく、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

(2) 請求対象文書 2 について

ア 異議申立人は、本件中学校が異議申立人の配偶者の携帯電話の番号を知っていることは、個人情報保護の趣旨に反しており、公務員として処分されなければならないと考えられることから、その経緯について、府が調査して文書として保有すべきであり、文書が存在しない理由は無いと主張しているものと解される。

イ 実施機関に確認したところ、実施機関には市立学校の教職員の服務監督権限がないため、市教委から家庭訪問カード及び緊急連絡カードの抹消方法に不備があったことについて報告はなく、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書1及び請求対象文書2については、いずれも不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月 9日	諮問書の受理
平成27年 9月24日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月 1日	第1回審査会
平成28年 1月29日	第2回審査会
平成28年 9月28日	第3回審査会
平成28年10月26日	第4回審査会
平成30年 3月30日	答 申